

「特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定に関する省令の一部を改正する省令」の概要

1. 改正の趣旨

- ・ 平成20年第169回通常国会において、地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成20年法律第67号。以下「改正法」という。）が成立した。
- ・ 本省令は、改正法の施行に併せて、特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定に関する省令（平成18年経済産業省・環境省令第3号）の一部を改正し、他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出の程度を示す係数等を定めるもの。

2. 改正の内容

（1）他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出の程度を示す係数

他人から供給された電気の使用に係る二酸化炭素の排出量を正確に把握する観点から、当該二酸化炭素の排出量の算定に当たっては、①～③の場合に応じて、それぞれに定める係数を用いて算定するよう見直しを行う。

① 電気事業者（電気事業法に規定する一般電気事業者及び特定規模電気事業者をいう。）が供給している電気を使用している場合

：環境大臣及び経済産業大臣が、電気事業者ごとに特定排出者による他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出の程度を示す係数及びこれを求めるために必要となった情報を収集し、その内容を確認し、公表する係数

② 電気事業者以外の者から供給された電気を使用している等、電気事業者ごとに公表された係数を用いて算定できない場合

：二酸化炭素の排出量の実測等に基づき、①の係数に相当する係数で当該二酸化炭素の排出の程度を示すものとして適切と認められる係数

③ ①及び②の方法で算定できない場合

：①及び②の係数に代替するものとして環境大臣及び経済産業大臣が公表する係数（総合エネルギー統計における外部用発電と自家用発電の実績より算出することを予定。）

（2）その他

上記（1）の改正を踏まえ、所要の改正を行う。

3. 施行期日

公布日（平成22年度以降に行う排出量の報告分から適用）